

○ 再被害防止のための刑事施設等との連携及び再被害防止対象者への関連情報の教示
について

刑企甲達第32号
警務甲達第27号
生企甲達第31号
刑組甲達第10号
交企甲達第14号
警公甲達第13号
令和4年5月12日

(概要)

この通達は、刑事施設等（検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所）との連携及び被害者等への関連情報の教示について定めたものである。